

監 査 報 告 書

令 和 4 年 5 月

兵 庫 県 監 査 委 員

兵監委報第4号
令和4年5月31日

兵庫県知事 齋藤元彦様

兵庫県監査委員

花岡正浩

四海達也

岸口みのる

水田裕一郎

監査の結果について

地方自治法第199条第9項の規定により、令和3年11月24日から4年5月24日までの間に実施した地方機関等の監査の結果を別添のとおり提出します。

一 目 次

第1 監 査 の 実 施	1
1 監 査 の 実 施 方 針	3
2 監 査 の 対 象	3
第2 監 査 の 結 果	5
1 総 括	7
2 指 摘 の 状 況	7
3 主 な 指 摘 事 項	9
4 留 意 ・ 改 善 ・ 要 望 事 項	11
第3 指 摘 項 目 の 内 容	13
地 方 機 関 等	15

第 1 監 査 の 実 施

1 監査の実施方針

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく監査を、兵庫県監査委員監査基準に準拠し、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われているかを主眼として実施した。

2 監査の対象

令和3年11月24日から4年5月24日までの間に実施した監査の対象とした233地方機関等の名称及び監査の実施日は、次表のとおりである。

実施機関名	監査実施日
総務部 東播磨県民局	令和4年5月12～13日
北播磨県民局	令和4年5月19日、23日
中播磨県民センター	令和4年2月3～4日、3月25日
西播磨県民局	令和4年4月20～21日
但馬県民局	令和4年1月13～14日
淡路県民局	令和4年1月19日、24日、3月25日
東京事務所	令和4年3月15日
危機管理部 広域防災センター	令和4年5月24日
福祉部 中央こども家庭センター	令和4年5月16日
加東こども家庭センター	令和4年5月24日
姫路こども家庭センター	令和4年3月28日
豊岡こども家庭センター	令和4年1月14日
県立明石学園	令和4年4月26日
保健医療部 県立健康科学研究所	令和4年5月16日
食肉衛生検査センター	令和4年5月16日
産業労働部 県立ものづくり大学校	令和4年1月21日
県立但馬技術大学校	令和4年2月3日
農林水産部 県立農林水産技術総合センター	令和4年5月23日
姫路家畜保健衛生所	令和4年1月21日
朝来家畜保健衛生所	令和4年2月1日
淡路家畜保健衛生所	令和4年3月28日
県立森林大学校	令和4年4月25日
まちづくり部 県立淡路景観園芸学校	令和4年3月28日
教育委員会 播磨東教育事務所	令和4年5月16日
播磨西教育事務所	令和4年3月28日

実施機関名	監査実施日
但馬教育事務所	令和4年1月14日
淡路教育事務所	令和4年3月28日
県立南但馬自然学校	令和4年2月3日
県立但馬やまびこの郷	令和4年2月3日
県立教育研修所	令和4年4月14日
県立図書館	令和4年5月16日
県立歴史博物館	令和4年3月28日
県立コウノトリの郷公園	令和4年2月3日
県立考古博物館	令和4年4月26日
東灘高等学校 外154校	令和3年11月24日、11月30日、 12月2日、12月10日、12月13日、 12月15日、12月17日、令和4年 1月12日、1月21日、1月27日、 2月1日、2月2日、2月3日、 3月28日、4月14日、4月22日、 4月25日、4月28日、5月2日、 5月16日、5月24日
公安委員会 東灘警察署 外43署	令和3年11月24日、12月2日、 12月13日、12月15日、12月16日、 12月17日、令和4年1月12日、 1月21日、2月1日、2月3日、 3月28日、4月22日、4月25日、 5月16日、5月24日

第 2 監 査 の 結 果

1 総括

今回の監査の結果、指摘事項が24機関において63項目あった。内容面では収入事務と財産管理事務が多く、両事務で全指摘項目の約半数を占めている。

収入事務については、200万円以上の県税高額滞納額等が減少するなど徴収に向けた努力の跡が見受けられるものの、収入未済額は依然として多額となっている。

財産管理事務については、13項目のうち公用車の損傷に関するものが半数以上を占めている。

これらに加え、事故繰越した工事請負契約について増額変更の支出負担行為を行っていたもの、予算令達額が不足しているにもかかわらず契約していたものや予算令達額を超えた執行など、内部管理体制の適正な運用が望まれる誤りが見受けられた。

上記を踏まえて、事務執行を適正・適切に推進していく上で特に必要と思われる項目を「留意・改善・要望事項」として取りまとめたので、特段の配意を願いたい。

2 指摘の状況

地方機関等ごとの指摘項目数は次表のとおりである。

機 関 名	預 金	収 入	出 金	貯 蓄	事 務	勘 定	契 約	其 他	計	指 摘 項 目 の 内 容
東播磨県民局	3	3		1					7	15項
北播磨県民局		1							1	16項
中播磨県民センター		3	1	1			1		6	16項
西播磨県民局	2	4		3		1			10	17項
但馬県民局		1	2	2	1		2		8	19項
淡路県民局		2		2	1	1			6	20項
広域防災センター	1	1							2	21項
中央こども家庭センター	2	1							3	21項
姫路こども家庭センター		1							1	22項
豊岡こども家庭センター				1					1	22項
県立明石学園			1						1	22項
県立ものづくり大学校							2		2	22項
淡路家畜保健衛生所				1					1	23項
県立淡路景観園芸学校		1						1	2	23項
西宮高等学校		1	1						2	23項
宝塚西高等学校	1						1		2	23項
明石城西高等学校								1	1	24項

機 関 名	預 算	収 入	支 出	財 産	工 事 務	勸 業 務	契 約 務	そ の 他	合 計	指 摘 の 内 容
松陽高等学校	1								1	24項
網干高等学校				1					1	24項
阪神特別支援学校			1						1	24項
芦屋特別支援学校							1		1	24項
西はりま特別支援学校							1		1	24項
葺合警察署				1					1	25項
尼崎東警察署			1						1	25項
合 計 (24機関)	10	19	7	13	2	2	8	2	63	—

なお、次の地方機関等については指摘はなかった。

総 務 部	東京事務所
福 祉 部	加東こども家庭センター
保健医療部	県立健康科学研究所、食肉衛生検査センター
産業労働部	県立但馬技術大学校
農林水産部	県立農林水産技術総合センター、姫路家畜保健衛生所、朝来家畜保健衛生所、 県立森林大学校
教育委員会	播磨東教育事務所、播磨西教育事務所、但馬教育事務所、淡路教育事務所、県立南但馬自然学校、県立但馬やまびこの 郷、県立教育研修所、県立図書館、県立歴史博物館、県立コウノトリの郷公園、県立考古博物館、東灘高等学校、御影 高等学校、神戸高等学校、兵庫工業高等学校、神戸工業高等学校、神戸北高等学校、神戸甲北高等学校、神戸鈴蘭台高 等学校、夢野台高等学校、兵庫高等学校、湊川高等学校、長田高等学校、長田商業高等学校、須磨東高等学校、須磨友 が丘高等学校、北須磨高等学校、舞子高等学校、星陵高等学校、神戸商業高等学校、伊川谷北高等学校、伊川谷高等学 校、神戸高塚高等学校、尼崎小田高等学校、尼崎工業高等学校、神崎工業高等学校、尼崎稲園高等学校、尼崎高等学校、 尼崎北高等学校、武庫荘総合高等学校、尼崎西高等学校、鳴尾高等学校、西宮南高等学校、西宮今津高等学校、西宮北 高等学校、西宮甲山高等学校、西宮香風高等学校、伊丹高等学校、伊丹西高等学校、阪神昆陽高等学校、伊丹北高等学 校、芦屋高等学校、国際高等学校、宝塚東高等学校、宝塚北高等学校、宝塚高等学校、川西緑台高等学校、川西明峰高 等学校、川西北陵高等学校、猪名川高等学校、有馬高等学校、北摂三田高等学校、三田西陵高等学校、三田祥雲館高等 学校、明石高等学校、明石南高等学校、錦城高等学校、明石北高等学校、明石清水高等学校、明石西高等学校、農業高 等学校、加古川北高等学校、加古川東高等学校、加古川西高等学校、加古川南高等学校、東播工業高等学校、西脇北高 等学校、西脇高等学校、西脇工業高等学校、三木北高等学校、三木東高等学校、三木高等学校、高砂高等学校、高砂南 高等学校、小野高等学校、小野工業高等学校、北条高等学校、播磨農業高等学校、吉川高等学校、社高等学校、多可高 等学校、東播磨高等学校、播磨南高等学校、姫路別所高等学校、姫路東高等学校、姫路北高等学校、姫路工業高等学校、 姫路西高等学校、姫路飾西高等学校、飾磨工業高等学校、姫路商業高等学校、姫路南高等学校、相生高等学校、相生産 業高等学校、龍野高等学校、龍野北高等学校、赤穂高等学校、家島高等学校、夢前高等学校、神崎高等学校、福崎高等

	学校、香寺高等学校、太子高等学校、上郡高等学校、佐用高等学校、山崎高等学校、伊和高等学校、千種高等学校、豊岡高等学校、豊岡総合高等学校、香住高等学校、日高高等学校、出石高等学校、村岡高等学校、浜坂高等学校、生野高等学校、和田山高等学校、八鹿高等学校、但馬農業高等学校、洲本高等学校、洲本実業高等学校、津名高等学校、淡路高等学校、淡路三原高等学校、青雲高等学校、芦屋国際中等教育学校、視覚特別支援学校、神戸聴覚特別支援学校、こばと聴覚特別支援学校、姫路聴覚特別支援学校、豊岡聴覚特別支援学校、のじぎく特別支援学校、神戸特別支援学校、西神戸高等特別支援学校、こやの里特別支援学校、阪神昆陽特別支援学校、上野ヶ原特別支援学校、高等特別支援学校、いなみ野特別支援学校、東はりま特別支援学校、北はりま特別支援学校、姫路特別支援学校、姫路しらさぎ特別支援学校、播磨特別支援学校、赤穂特別支援学校、出石特別支援学校、和田山特別支援学校、あわじ特別支援学校
公安委員会	東灘警察署、灘警察署、生田警察署、兵庫警察署、長田警察署、須磨警察署、垂水警察署、神戸水上警察署、神戸西警察署、神戸北警察署、有馬警察署、芦屋警察署、西宮警察署、甲子園警察署、尼崎南警察署、尼崎北警察署、伊丹警察署、川西警察署、宝塚警察署、三田警察署、明石警察署、三木警察署、小野警察署、加東警察署、加西警察署、西脇警察署、加古川警察署、高砂警察署、姫路警察署、飾磨警察署、網干警察署、福崎警察署、たつの警察署、相生警察署、赤穂警察署、宍粟警察署、南但馬警察署、豊岡警察署、美方警察署、洲本警察署、淡路警察署、南あわじ警察署

3 主な指摘事項

指摘のあった24機関、63項目のうち、主な指摘事項は次のとおりである。

(1) 収入未済について

ア 200万円以上の県税高額滞納額は、前年度同期と比較すると44,906,113円減少（減少率28.4%）しているものの、113,384,050円となっている。（東播磨県民局9,869,370円、北播磨県民局8,119,100円、中播磨県民センター37,438,310円、西播磨県民局2,176,100円、淡路県民局55,781,170円）

イ 港湾施設使用料等の収入未済額は、前年度同期と比較すると559,025円増加（増加率1.1%）しており、51,924,734円となっている。（東播磨県民局2,219,106円、中播磨県民センター12,118,205円、西播磨県民局1,208,432円、淡路県民局36,378,991円）

ウ 生活保護費等弁償金等の収入未済額は、前年度同期と比較すると294,148円減少（減少率5.8%）しているものの、4,781,221円となっている。（東播磨県民局2,487,599円、西播磨県民局1,049,087円、但馬県民局1,244,535円）

(2) 予算執行について

ア 事故繰越しをする場合は、年度内に支出負担行為をしたことが要件とされており、完成検査に要する経費その他の事務経費等関連経費を除いて、翌年度に新たな支出負担行為をすることはできないが、事故繰越しした工事請負契約の増額変更に係る支出負担行為を行っていたものが、2件、21,575,083円あった。（東播磨県民局21,013,300円、西播磨県民局561,783円）

イ 兵庫県西播磨総合庁舎太陽光発電設備保守点検業務等に係る予算令達額が不足しているにもかかわらず委託契約を締結していたものが、5件（不足額3,349,820円）あった。（西播磨県民局4件、3,249,820円／宝塚西高等学校1件、100,000円）

また、総務事務システム（賃金等支給）を使用した期末手当等の支給において、予算令達額を超過した執行が、2,808,094円あった。（広域防災センター28,325円、中央こども家庭センター2,768,129円、松陽高等学校11,640円）

(3) 公用車の損傷等について

公用車の損傷について指摘したものは6機関、11台であった。（東播磨県民局1台、西播磨県民局1台、但馬県民局6台、豊岡こども家庭センター1台、淡路家畜保健衛生所1台、葺合警察署1台）

また、財務規則において、使用中の物品を損傷したときは、物品使用者は直ちに亡失等報告書を所属長を経て知事に提出しなければならないと規定されているが、その提出を怠ったこと等のため、3機関で公用車17台の損傷の発生時期や原因が不明となっていた。（西播磨県民局5台、但馬県民局5台、淡路県民局7台）

(4) 契約事務について

ア 家島港真浦地区来訪船舶係留施設業務委託契約において、契約に定められた実績報告書の提出がなく、履行確認も行っていなかった。（中播磨県民センター）

イ 契約金額が200万円を超える契約の締結に当たっては、契約上の義務の履行を確保するとともに、履行されない場合の県の損害の補填を容易にするため、契約金額の100分の10以上の契約保証金の徴収等をすべきであるのに、これを行わないまま契約を締結していたもの等が次のとおりあった。

(ア) 契約保証金の徴収等をしていなかったもの：3件（県立ものづくり大学校、契約総額20,713,000円）

(イ) 契約保証金が不足していたもの：2件（芦屋特別支援学校、不足額246,400円／西はりま特別支援学校、不足額3,000円）

(ウ) 契約保証金の還付が遅延していたもの：6件（県立ものづくり大学校5件、宝塚西高等学校1件）

4 留意・改善・要望事項

留意・改善・要望事項は次のとおりである。

(1) 収入の促進について

収入の促進については、県税事務所において滞納者の財産差押等により徴収を進めるとともに、債権の整理などにも取り組み、200万円以上の県税高額滞納額等の収入未済額は前年度同期と比較すると減少している。一方で港湾施設使用料等の収入未済額は増加しており、全体では依然として多額の収入未済がある。

引き続き、市町をはじめとする関係者との情報共有や組織的な対応を図ることにより、新規滞納の発生防止及び長期化の未然防止はもとより、長期の滞納者や償還に誠意のない債務者に対しては、連帯保証人への催告の強化や強制執行の実施に取り組むとともに、法令等に基づく債権整理を進めるなど、滞納整理ガイドラインや債権管理標準マニュアル等による取組を強化されたい。

(2) 予算執行の適正化について

事故繰越しした工事請負契約の増額変更に係る支出負担行為を行っていたものや予算令達額が不足しているにもかかわらず契約していたもの、予算令達額を超過した執行など、予算執行に当たっての基本的なルールを逸脱していた事例があった。

支出負担行為は、県が支出の義務を負うこととなる、予算執行の第一段階の行為であり、これに瑕疵があると、その後の手続にまで影響を及ぼすものであることから、支出負担行為を単なる形式的な支出開始手続と捉えることなく、その重要性を再認識し、厳格に運用されるよう徹底されたい。

また、執行に当たっても、当該支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと等を確認した上でなければ、支出をすることができないという基本原則に立ち返った事務処理を徹底するとともに、本庁主管課との連絡調整も密にするなど、再発防止に努められたい。

(3) 物品の適正な管理について

公用車の損傷については、これまでも各機関において交通安全研修の実施や職場会議等での意識啓発等、発生防止に向けた取組が行われてきたところであるが、指摘事項に加え、指摘に至らない損傷も依然多数発生している。

このことから、所属職員に対して安全運転を励行させることは、所属長の義務であることを再認識するとともに、事故類型の分析による注意喚起やバックモニター等の安全装置の設置など、引き続き実効性のある対応策を講じられたい。

損傷の発生時期や原因が不明となっていたことについて、所属長は、自らの管理責任

を十分に認識し、所属職員に対し、公用車を損傷した場合には亡失等報告書を直ちに提出することが必要であることを周知徹底するとともに、運行前後における車体損傷に係る点検及びその結果の記録を適切に行わせ、損傷の即時把握に努めるなど、公用車の適正な管理に努められたい。

また、不適正な管理によりノートパソコンのキーボードなどを損傷している事例があったことから、物品の適正な管理に努めるとともに、作業環境の整理励行を徹底するなど、再発防止に向けた取組を強化されたい。

(4) 契約事務の適正な執行について

委託契約において、契約で定められた実績報告書の提出がなく、履行確認も行っていないものや契約に際して徴収等をすべきとされている契約保証金において、徴収等を行わないまま契約を締結していたもの等、契約事務に関する基本的なルールを逸脱していた事例があった。

このような事務処理を行った場合には、県に損害が生じる可能性や県政に対する県民の信頼を損なうおそれもあることから、契約事務に携わる職員への再徹底を図るとともに、管理・監督職においては、契約事務プロセスの各段階におけるチェック機能の強化も図るなど、契約事務の適正な執行に努められたい。

(5) 内部管理体制の適正な運用について

令和2年4月1日から兵庫県内部管理基本方針に基づく内部管理体制の運用に取り組まれているところであるが、依然として主な指摘事項等で述べたような初歩的なミスによる不適正な事例が多数見受けられた。

このため、内部管理の効果が十分発揮されるよう、部長、県民局長等は、制度の適正な運用を図る上での責任者であるとの自覚のもと、制度の理解を深めるとともに、必要に応じて研修を実施するなど、各職員が財務に関する事務の根拠法令等の遵守、想定されるリスクを理解し、日々の業務に取り組むよう、実効性のある制度運用に向けた具体的対策を講じられたい。

第 3 指 摘 項 目 の 内 容

地方機関等

(総務部関係)

東播磨県民局

総務企画室

物品の損傷について

監査対象期間（令和3年1月1日から12月31日）において、特に注意喚起を要する公用車の追突事故が1件（リース車修繕費981,958円）あった。

加古川県税事務所

収税事務について

令和3年度（12月末現在）における200万円以上の県税高額滞納は、前年度同期と比較すると、人数、滞納額はいずれも減少しているものの、その人数は1人、総額は9,869,370円で、うち滞納繰越分は7,999,070円である。

加古川健康福祉事務所

収入の促進について

令和3年度（12月末現在）における生活保護費等弁償金等の収入未済は、前年度同期と比較すると、収入未済額は減少しているものの、その件数は317件、総額は2,487,599円で、うち滞納繰越分は258件、1,712,492円である。

加古川土木事務所

1 収入の促進について

令和3年度（12月末現在）における雑入（道路損傷行為に係る費用負担金）等の収入未済は、前年度同期と比較すると、件数、収入未済額はいずれも増加しており、その件数は5件、総額は2,219,106円で、うち滞納繰越分は2件、1,754,440円である。

2 予算執行について

- (1) 事故繰越しをする場合は、年度内に支出負担行為をしたことが要件とされており、完成検査に要する経費その他の事務経費等関連経費を除いて、翌年度に新たな支出負担行為をすることはできないが、都市計画公園整備事業において、事故繰越しした工事請負契約の増額変更に係る支出負担行為を行っていたものが1件、21,013,300円あった。
- (2) 事故繰越しをする場合は、年度内に支出負担行為をしたことが要件とされており、

(目) 公園費において、支出負担行為をせずに事故繰越した(節) 工事請負費の残額1,426,700円を(節) 委託料に流用していた。

- (3) 事故繰越しは、年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のため年度内に支出を終わらなかったものを翌年度に繰り越して使用できるが、令和元年度から2年度に事故繰越した明石港東外港地区再開発工事に係る物件移転補償契約において、予算の裏付けがないにもかかわらず、変更契約で履行期限を3年3月31日から同年5月31日に延期していた。

北播磨県民局

加東県税事務所

収税事務について

令和3年度(12月末現在)における200万円以上の県税高額滞納は、前年度同期と比較すると、滞納額は減少しているものの、その人数は3人、総額は8,119,100円である。

中播磨県民センター

県民交流室

経理事務について

- (1) 随時の収入である市川潮止堰管理経費負担金を令和2年度収入とするためには納入通知書を同年度中に発する必要があるが、事務処理が遅れ3年度に発していたものが1件、1,504,516円あった。
- (2) 中播磨県民センター地域創生戦略会議において、同会議設置要綱には、委員等が会議その他会議の職務に従事したときは謝金を支給すると定められているにもかかわらず、令和3年6月16日に書面開催した同会議に係る委員謝金(報償費)を支給していなかったものが1件、75,000円あった。

姫路県税事務所

収税事務について

令和3年度(10月末現在)における200万円以上の県税高額滞納は、前年度同期と比較すると、人数、滞納額はいずれも減少しているものの、その人数は6人、総額は37,438,310円で、うち滞納繰越分は10,083,900円である。

姫路土木事務所

1 収入の促進について

令和3年度（10月末現在）における港湾施設占用料等の収入未済は、前年度同期と比較すると、収入未済額は増加しており、その件数は43件、総額は12,118,205円で、うち滞納繰越分は30件、9,112,951円である。

2 財産管理事務について

ふ頭用地の無断使用が、2件、277.18平方メートルあった。

3 契約事務について

家島港真浦地区来訪船舶係留施設業務委託契約において、契約に定められた実績報告書の提出がなく、履行確認も行っていなかった。

西播磨県民局

総務企画室

1 予算執行について

兵庫県西播磨総合庁舎太陽光発電設備保守点検業務委託契約等において、予算令達額が不足（3,249,820円）しているにもかかわらず、委託契約を締結していたものが4件、3,262,600円あった。

2 財産管理事務について

使用許可のない通信線を共架されている電力柱が1本あった。

3 物品の損傷について

監査対象期間（令和2年12月1日から3年11月30日）において、特に注意喚起を要する公用車の自損事故が1件（県有車両損傷額318,725円）あった。

4 物品の管理について

使用中の物品を損傷したときは、物品使用者は直ちに亡失等報告書を知事に提出しなければならないとされているが、これを怠ったこと等のため、同県民局が把握した公用車5台及びパソコン1台の損傷は、損傷の発生時期や原因が不明となっていた。

龍野県税事務所

収税事務について

令和3年度（11月末現在）における200万円以上の県税高額滞納は、前年度同期と比較すると、人数、滞納額はいずれも減少しているものの、その人数は1人、総額は2,176,100円で、全額が滞納繰越分である。

龍野健康福祉事務所

収入の促進について

令和3年度（11月末現在）における生活保護費等弁償金等の収入未済は、前年度同期と比較すると、収入未済額は減少しているものの、その件数は76件、総額は1,049,087円で、うち滞納繰越分は74件、960,847円である。

光都農林振興事務所

補助事業について

平成28年度から令和2年度までの5年間に県が500万円以上の補助金を交付し、市町等が施工、設置した施設、機械で稼働後1年以上経過したもののうち、利用計画に対する2年度の利用率が37.9%と著しく低調なものが大規模牛舎等施設整備事業において1件あった。

光都土木事務所

1 収入の促進について

令和3年度（11月末現在）における港湾施設占用料等の収入未済は、前年度同期と比較すると、件数、収入未済額はいずれも減少しているものの、その件数は13件、総額は1,208,432円で、うち滞納繰越分は10件、1,192,660円である。

2 予算執行について

事故繰越しをする場合は、年度内に支出負担行為をしたことが要件とされており、完成検査に要する経費その他の事務経費等関連経費を除いて、翌年度に新たな支出負担行為をすることはできないが、防災・安全社会資本整備交付金事業において、事故繰越しした工事請負契約の増額変更に係る支出負担行為を行っていたものが1件、561,783円あった。

3 経理事務について

（款）分担金及び負担金で収入すべき過年度公共工事に係る事業損失負担金1件、969,192円が（款）諸収入で収入されていた。

但馬県民局

総務企画室

1 物品の損傷について

監査対象期間（令和2年10月1日から3年9月30日）において、特に注意喚起を要する公用車の自損事故が6件（リース車修繕費909,858円）あった。

2 物品の管理について

使用中の物品を損傷したときは、物品使用者は直ちに亡失等報告書を知事に提出しなければならないとされているが、これを怠ったこと等のため、同県民局が把握した公用車5台及びパソコン1台の損傷は、損傷の発生時期や原因が不明となっていた。

地域政策室

契約事務について

契約の性質又は目的が競争入札に適しないものは随意契約によることができるが、これに該当しないのに、南但馬地域水田ビオトープ整備事業に係る生物調査業務委託契約を随意契約としていた。

豊岡健康福祉事務所

収入の促進について

令和3年度（9月末現在）における生活保護費等弁償金等の収入未済は、前年度同期と比較すると、件数、収入未済額はいずれも減少しているものの、その件数は144件、総額は1,244,535円で、うち滞納繰越分は127件、1,182,535円である。

豊岡農林水産振興事務所

1 経理事務について

地域用水環境整備事業において、令和2年度予算のうち一部を3年度に繰り越した結果、予算が不足したため、部分払いした工事請負費のうち一部を歳出戻入しているものが1件、40,000円あった。

2 工事関係事務について

消費税等の非課税取引である借地料を課税対象としたため、広域営農団地農道整備事業の設計が1件、140,800円過大設計となっていた。

豊岡土木事務所

1 経理事務について

県が負担すべきではない借上げ公舎の入居者が設置したカーテンレールの撤去費用を負担したため、不経済な支出となっていたものが1件、24,200円あった。

2 契約事務について

柴山港他緊急小規模港湾工事（総価契約単価取決方式）において、受注者への個々の工事指示は指示書により行わなければならないのに、これを行っていなかったものが1件（契約金額6,805,700円）あった。

淡路県民局

総務企画室

公用車の管理について

使用中の物品を損傷したときは、物品使用者は直ちに亡失等報告書を知事に提出しなければならないとされているが、これを怠ったこと等のため、同県民局が把握した公用車7台の損傷は、損傷の発生時期や原因が不明となっていた。

洲本県税事務所

収税事務について

令和3年度（10月末現在）における200万円以上の県税高額滞納は、前年度同期と比較すると、人数、滞納額はいずれも増加しており、その人数は4人、総額は55,781,170円で、うち滞納繰越分は53,648,170円である。

洲本農林水産振興事務所

補助事業について

平成28年度から令和2年度までの5年間に県が500万円以上の補助金を交付し、市町等が施工、設置した施設、機械で稼働後1年以上経過したもののうち、利用計画に対する2年度の利用率が0%と著しく低調なものが6次産業化ネットワーク活動事業において1件あった。

洲本土木事務所

1 収入の促進について

令和3年度（10月末現在）における港湾施設使用料等の収入未済は、前年度同期と比較

すると、件数、収入未済額はいずれも増加しており、その件数は54件、総額は36,378,991円で、うち滞納繰越分は42件、32,782,391円である。

2 財産管理事務について

令和3年10月末において同所が管理するふ頭の収益施設用地のうち、利用率が6.0%から17.9%と低調なものが3か所あった。

3 工事関係事務について

消費税等の非課税取引である借地料を課税対象としたこと等のため、社会資本整備総合交付金事業等の設計が2件、346,500円過大設計、1件、104,500円過少設計となっていた。

(危機管理部関係)

広域防災センター

1 予算執行について

総務事務システム(賃金等支給)を使用して支給する消防教育専門事務員に係る報酬が、予算令達額を28,325円超えて執行されていた。

2 経理事務について

(款) 財産収入で収入すべき公用車の売払収入1件、55,000円が(款) 諸収入で収入されていた。

(福祉部関係)

中央こども家庭センター

1 収入の促進について

令和3年度(12月末現在)における児童福祉施設弁償金等の収入未済は、前年度同期と比較すると、件数、収入未済額はいずれも減少しているものの、その件数は140件、総額は735,710円で、うち滞納繰越分は100件、454,112円である。

2 予算執行について

(1) 総務事務システム(賃金等支給)を使用して支給する一時保護事務員等に係る期末手当が、予算令達額を2,768,129円超えて執行されていた。

- (2) 令和2年度予算で支出すべき使用料及び手数料（自動車借上料）1件、119,920円が3年度予算で支出されていた。

姫路こども家庭センター

収入の促進について

令和3年度（10月末現在）における児童福祉施設弁償金等の収入未済は、前年度同期と比較すると、件数、収入未済額はいずれも減少しているものの、その件数は216件、総額は1,676,478円で、うち滞納繰越分は191件、1,445,657円である。

豊岡こども家庭センター

物品の損傷について

監査対象期間（令和2年10月1日から3年9月30日）において、特に注意喚起を要する公用車の自損事故が1件（リース車修繕費306,163円）あった。

県立明石学園

経理事務について

緊急かつやむを得ない理由により予測できなかった経費について、職員が立替払をしたときは、資金前渡の手続の例により支出できるとされているが、扶助費（通学定期代等）を職員が立替払していたにもかかわらず、この事務処理を行っていなかったものが2件、63,660円あった。

(産業労働部関係)

県立ものづくり大学校

契約事務について

- (1) 契約金額が200万円を超える契約については、契約金額の100分の10以上の契約保証金の徴収等をすべきであるのに、空気圧縮装置（エアーコンプレッサー）導入整備に係る契約等で、契約保証金の徴収等をしていないものが3件（契約総額20,713,000円）あった。
- (2) パソコン事務基礎コース等委託契約に係る履行確認等を行った後、3か月から2年2か月以上経過して還付されている契約保証金が5件、1,716,000円あった。

(農林水産部関係)

淡路家畜保健衛生所

物品の損傷について

監査対象期間（令和2年11月1日から3年10月31日）において、特に注意喚起を要する公用車の自損事故が1件（リース車修繕費等128,385円）あった。

※ 損傷に伴い当該車両を途中解約したため、リース車修繕費等は解約に伴い発生した費用を記載した。

(まちづくり部関係)

県立淡路景観園芸学校

1 経理事務について

(目) 違約金及び延納利息で調定すべき契約解除に伴う違約金1件、528,000円が(目)雑入で調定されていた。

2 受講生の充足について

令和3年度のまちづくりガーデナーマスターコースにおける受講生の定員に対する割合が45.0%と著しく低調である。

(教育委員会関係)

西宮高等学校

経理事務について

- (1) 県が収入すべきでない入居者負担の借上げ公舎共益費を(目)財産貸付収入で収入していたものが5件、25,000円あった。
- (2) 貸主と県が締結した建物賃貸借契約に県が支払うべきものとして記載のない借上げ公舎共益費を(節)使用料及び手数料で支出していたものが5件、25,000円あった。

宝塚西高等学校

1 予算執行について

令和3年度課外活動運営事業委託において、契約締結後の令達予算の引上げに伴い、3年8月2日から9月30日までの間、予算額が不足（不足額100,000円）していた。

2 契約事務について

県立宝塚西高等学校205教室ガスヒーポンエアコン増設工事に係る履行確認を行った後、1年以上還付されていない契約保証金が1件、242,000円あった。

明石城西高等学校

経理事務について

借上公舎の解約に当たり、敷金返還金と県が負担する修繕費を相殺する場合であっても、収入及び支出の総額について経理処理を行わなければならないのに、相殺した後の差額のみを収入し、相殺額に係る経理処理を行っていなかったものが1件、80,597円あった。

松陽高等学校

予算執行について

総務事務システム(賃金等支給)を使用して支給する県立学校業務支援員に係る報酬が、予算令達額を11,640円超えて執行されていた。

網干高等学校

備品管理について

パソコン等の備品で所在不明のものが13点あった。

阪神特別支援学校

経理事務について

令和2年度に予算令達を受け支出負担行為の決定を行ったものについて繰越した場合は、再び3年度分の支出負担行為として整理する必要があるのに、兵庫県立阪神特別支援学校校舎増築工事において本庁から予算令達がなかったため、3年度分の支出負担行為として整理されていないものが1件、346,500,000円あった。

芦屋特別支援学校

契約事務について

落札者の入札保証金は、契約締結時に契約保証金の一部に充当すべきであるのに、これを行わなかったため、スクールバス運行管理委託契約で、契約保証金の不足しているものが1件(不足額246,400円)あった。

西はりま特別支援学校

契約事務について

契約金額が200万円を超える契約については、契約金額の100分の10以上の契約保証金の

徴収等をすべきであるのに、空調・プール設備保守点検業務委託契約で、契約保証金の不足しているものが1件（不足額3,000円）あった。

(公安委員会関係)

葦合警察署

物品の損傷について

監査対象期間（令和2年9月1日から3年8月31日）において、特に注意喚起を要する公用車の自損事故が1件（県有車両損傷額381,172円）あった。

尼崎東警察署

経理事務について

給与システムへの登録内容を誤ったため、通勤手当が1件、171,120円過大支給となっていた。